

公的補償を受けた方の生体試料を活用した 新しい石綿繊維計測手法の開発について

【研究の背景】

環境中の石綿ばく露が原因で肺がんや中皮腫など病気になる方は後を絶ちません。国はこのようなケースに対して、環境中の石綿ばく露の状況や健康障害の状態などを検討して、労働者災害補償保険法（以下、労災補償とします。）や石綿健康被害救済法（以下、救済法とします。）によって、被災者を救済する取り組みが行われてきました。当研究所でも最新型の電子顕微鏡などを用いて石綿による健康障害の診断などに役立つ研究に従事してまいりました。

【研究のねらい】

今回、私どもが実施する「透過電子顕微鏡による石綿繊維計測法の開発」（実施期間：平成26年11月～平成29年3月）では、従来、患者さんの生体から得られた試料をもとに石綿小体計測、さらには石綿繊維計測の順に石綿小体数、石綿繊維数を分析し、石綿による健康障害の確定診断を行ってきた流れにかわって、迅速な石綿繊維計測法を新たに導入することによって、石綿繊維数とその種類より得られた患者さんの肺内に残された石綿の詳細な情報が健康障害の診断の判断材料として活用できることを目的としています。この新たな石綿繊維計測法の精度が検証されれば、今まで時間のかかっていた健康障害の診断、ひいては認定作業の迅速化にも活用することが期待できます。

このような研究を実施するにあたり、行政等から岡山労災病院に対して石綿小体計測あるいは石綿繊維計測を依頼実施し検液が残されているもの（既存の安衛研計測試料を含む）、既報告の研究（行政委託事業を含む）で使用されているものの中から岡山労災病院側から使用許可を得た電子顕微鏡用計測試料（TEM用メッシュ試料）を原則として使用いたします。（岡山労災病院において診療や診断を目的として得られた検体は使用いたしません。）

【倫理上配慮と研究成果の活用】

本研究は安衛研の研究倫理審査委員会によって審査され、承認されております（承認番号 H2739）。研究に用いた患者さんの検液や個人情報等は安衛研において厳重に管理し、本研究のデータや成果は研究目的以外には使用することはありません。その上で、得られた研究成果は厚生労働省に報告するとともに、インターネット、学術誌、学会等で公表いたします。

【ご自身又はご家族の事案が本研究に使われている可能性がある場合】

石綿による健康障害に被災された方、そのご家族又はご遺族の方々に、本研究に対象として使われた可能性があつて、そのような活用をご承認されない場合には、以下まで遠慮なくご連絡下さい。データから削除いたします。また、このようなご請求をされても、何ら不利な取扱を受けることはありません。

連絡先：〒214-8585 川崎市多摩区長尾 6-21-1

独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

作業環境研究グループ 統括研究員 篠原也寸志

電話：044-865-6111（内線 8220） ファックス：044-865-6124

電子メール：shinohara@h.jniosh.johas.go.jp